

つてのを得らる、能率増進の強制、(三)夜  
業及び不稼業の強制、(四)請負制度、賃金引  
下げ、(五)従業人員の減少—即ち解雇、(六)  
雇傭契約上の責任回避、(七)下請負親大  
店傭制度の採用、(八)賃金率の失業者を  
時入替、自由を有し、且つ従業者に不測の失  
業者の不安を以て脅威する臨時職工制度の採  
用等

労働組合に對して彼等は彈圧と懐柔の二  
法を併用する—(一)工場統制御用組合組  
織、(二)戰間的労働組合への圧迫、(三)労働  
組合に對する—特に組合幹部に對する懐  
柔、(四)暴力団の組織乃至は常備による勞  
働組合に對する暴力政策、(五)御用教育、  
音楽、運動チーム等、娯樂施設等による  
去勢的と化政策等

## 二、労働者側の情勢

以上の如き全労連本家側の情勢と政策に  
對し、全労連労働者も代表して敢て、全  
職全労連労働者は幾許の數も占り如何なる情  
勢にあるか。

(1) 全労連労働者の組織率  
大口の工場労働者の總數は約四百万である  
が、全組織労働者數は五%の約二十万  
である。そして、全労連労働者數は約三十万  
であつて、その組織労働者數は約八万五千  
で、その組織率は二十七%弱と示し、全産  
業部門中、第一位である。しかし、全労連  
労働者、組織率は最大であるが、その八万五千の  
組合労働者は五十の組合に分立してあり、  
平均一組合十七百名以下である。これは即  
ちその團結力が極めて弱いこと、産業別

合同の必要とを物語つてゐる。しかもその組  
織増加率は組合分立の結果として、極めて處  
々たるものである。

### (四) 全労連産業の争議の傾向

近來の争議の原因は殆んど賃銀値下げ、  
時間延長等の労働条件の引下げ及び事業  
縮小による部分的解雇、工場閉鎖による総  
解雇等である。即ち労務的争議である。  
而して、この労働条件の引下げと失業は、長期  
の不景氣による生活苦に悩んでゐる労働階  
級に對して絶大の不安となつてゐる。

斯ふした形勢の中にある労働大衆の組合に  
對する概念は、極めて依賴的であつて、組合の  
力に依つて、この資本の攻勢に抵抗せんとする。  
生活不安の底に達せんとしてゐる労働大衆  
の絶望的不満は、漸次に増大し、組合の力に大

争議を開始せんとする傾向は到る処に濃  
厚である。

### (1) 全労連労働者の組織運動

今日までの全労連労働者の組織運動は、極  
めて無計畫的である。殆んど偶然的に生ずるに  
支離されたるたし、またその組織運動上の理解  
と技術も欠けてゐる。そして特に組織運動と  
阻害した重要原因は多數組合の分立  
非有である。しかし今や漸次に組織運動  
上の技術の訓練と計畫化が進められてゐるし、  
一方資本の攻勢に余儀なくされた日常開  
争を通じて、各組合ともに協同戦線の必  
要を痛感し、それだけ戦線統一の可  
能性と組織運動の集中化との希望が大  
に成りつゝある。

### B. 過去の運動方針の批判